九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世日本雇用史資料 : その三、鹿児島県漁業規程襍纂

秀村, 選三

https://doi.org/10.15017/4362562

出版情報：經濟學研究. 28 (5), pp.95-116, 1962-12-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

資料

近世日本雇用史資料

―その三、鹿児島県漁業規程襍纂―

秀村選三

解題

今回は所謂近世ではないが、近世の状態を推察するに足る資料であり、明治前期の鹿児島県鰹漁業の雇用関係をうかがう資料として「鹿児島県漁業規程襍纂」をおさめる。同書は鹿児島県立図書館の所蔵にかかるもので三冊より成るが、各冊頭初には「漁業規程集覧」とも見える。現在の表紙は図書館でつけられたものと思われるが、各冊の題箋には「襍纂」とあり、図書館でも襍纂として取扱っている。中央に鹿児島県の名が見える二十行の朱の罫紙を袋綴にしたもので、南薩各浦の文書を編集したものであるが、筆写の際の誤字と思われるのも間々あり、字体も比較的稚拙なもので、おそらく写本ではないかとおもわれる。

近世日本雇用史資料

ところで三冊のうちここでは最も直接的に雇用史の資料となるところの第参冊のみをおさめる。

襍纂は鹿児島県勧業課によって編纂されたものであって、第壱冊の頭初の「凡例」には次の如くに書かれている。

『此書管内漁業ニ関スル官令以下其全管内一郡一郷或ハ一二ノ隣村浦又ハ一村内船主漁人ノ間ニ存スル誓約ニ至ルマテ、苟モ今日漁業上ニ遵守スヘキ程規アルモノ尽ク之ヲ挙ケ、其部分ツテ三種トス、一日官令、二日旧藩遺法、三日人民約束等是ナリ、

一　明治元年以降其八年ニ至ルノ間、漁業ニ関スル公布ノ官令ナシ、然リ而〆県内一村或ハ数村ニ限レル指令類ニ至ツテハ今本書ニ編纂セシ限ニ止マラト雖モ、彼十年兵燹ノ際、簿書ノ紛乱ニ係レル庁中又拠ルヘキモノナシ、故ニ之ヲ郡村浦ニ就テ捜索スルモ、村里ノ物ニ疎ナル、其事アルニ当ラサルヨリハ顧テ多ク無ト答フ、此類ノモノ只其事アルヲ待ツテ拾収（ママ）スヘキノミ、

一　一村数村ニ限レル指令タルモ亦是官令ナルニ外ナラス、故ニ其官令部中ニ編入スヘキモノト雖モ、斯ノ如キハ混雑通覧ニ妨ケアランヲ恐ル、為ニ此類ノモノ之ヲ官令補中々編入

シ、其遺ヲ拾フニ随ツテ編ヲ次クヘキニ便セリ、

一　旧藩遺法ノ如キモ亦本書ニ挙ルノ限リニ止ルヘカラスト雖モ、其遺法タル単ニ漁業ニ関スルモノニアラス〳〵（シテ）、僅ニ漁業上ノ保護ヲ得ルモノハ其村浦年中ノ労役ニ報ユルノ外ニ出サルカ如シ、独リ鹿児島魚屋町ニ与ルノ条目アリト雖モ、極メテ簡短ナル数条ニ過ス〳〵（シテ）、元和以降殆ント三百年之ヲ遵奉〳〵其今日ニ至レリ、知ルヘシ保護税則ノ他ニ見ルヘキモノナカルヘキヲ、

一　村浦民約ノ如キハ其土地自然ノ形勢ニ於テ成立タルモノナルヲ以テ、之ヲ実際ニ参照セハ却テ見ルヘキモノアリ、而〳〵（シテ）其村浦ニ散在スルモノ又此限リニ止ラサルヘシ、勉メテ其遺ヲ収メサルヘカラス、

一　書中毎号其呼出シニ於テ年月出処ヲ記シ年月ノ頭別ニ番号ヲ附シ、彼是参照ノ符合トナセリ、

明治十五年十二月奉命　　』

（異体の文字は普通の活字に改め、明らかに誤字と認められるものは正字に改めた）

右にも見るごとく明治十年西南戦争において簿書の紛乱著しくその散佚を防がんとする意向もあり、またようやく県が漁業の指導・保護・育成に乗出した時に、県漁業の過去と実態を知るため此の書の編纂が計画されたものとおもわれる。その集められたものは必ずしも多数とは云えないが、第壱冊は官令で明治八年二月二十七日の布告以下明治十五年七月に至る布告・達・伺・県令布達・県令指令等廿一通をおさめる。第弐冊は旧藩遺法で元和元年九月十八日鹿児島魚町条目以下八通の文書をおさめる。主に寛政以降のもので漁場・浦方負担関係文書である。第参冊は人民約束でここに全文掲出するものである。もっとも第弐冊におさめられた史料には年代・文言等において些か疑問の点もないではなく史料批判を厳密にしなければならないとおもうが、「襍纂」全体として見る時は幕末から明治前期にかけて薩摩藩＝鹿児島県の漁業制度をうかごうすぐれた資料の一つと云うことが出来よう。

ここに挙げる第参冊のうちでも、とくに雇用史資料として注目すべきは第四「明治十一年十二月秋目浦鰹漁業船主鈎子約束」、第五「明治十一年十二月秋目浦鰹漁方ニ付船主鈎子定約書」、第六「明治十二年十一月小湊浦船主漁人条約」、第七「明治十二年四月鹿籠浦船主漁人条約」、それに第八をおいて最後に補遺として

加えられた「文政十三年酉年ヨリ云々」の「究」である。すなわち専ら南薩地方鰹漁業の船主・鈎子雇用関係の規定を知り得る資料であるが、大体同じ年代に同様の形式・内容を以て結ばれていることは県庁あたりの勧告か指導かがあったのではあるまいか。直ちに実態そのものを示すとは云えないにしても、一面では南薩地方の長年の慣行を成文化したものとも思われる。この点は今後も同地方の史料を探る必要を痛感するものである。しかしこれによっても、船主より鈎子に対する前貸金によって鈎子が船主の船に緊縛されたこと、また鈎子の子弟が「親恩ニ乗附」くようきめられたこと、さらに孤児等が幼少の時より養育されて成長の上鈎子になる例も少くなかったこと等を知り得る。船主と鈎子間の前貸金や生活全般に対する庇護にもとづく恩恵、奉仕関係については定約書によって詳細にうかがえるのである。いわば債務関係と親方・子方関係が緊密に密着した我が国雇用関係の特質を如実に見出すことが出来ると思う。このほか分配については「代分け制」がとられたことも知られるであろう。

不充分なものではあるが、さきに「南薩鰹漁業の労働関係―維新前後における―」（日本史研究十二号）において本資料と坊泊森家文書を素材として考察したことがある。本資料を通し御批判をいただければ幸である。このほか第三の歓願書は南薩鰹漁業地帯の浦方の実情をよく示すものであり、その他も間接に関係があるのでここに第参冊全部をおさめたのである。

凡　例

一、異体の文字は𠂇以外はすべて普通の活字に改めた。たとえば鯉（鰹）・𪓐（鹿）・𡗗（多）・筭（算）など。

一、正字のうち一部を印刷の都合上普通の活字（略体）に改めた箇所もある。

一、略体の文字はおおむね原史料のままとしたが𠃌（事）・舩（船）など一部を印刷の都合上正字に改めた。

一、仮名のうち𠂇・𠂢は夫々トキ・トモと改めた。

一、本文中に読点（丶）と竝列点（・）とを加えた。

一、抹消された文字には、その左傍に〻を附し右傍に訂正された文字をあげた。

一、誤記と思われるもの、意味の通じないものには右傍に（ママ）と注し、明かに誤記と認めたものは正字に改めるか或は正

字の傍註を施した。

一、原本の丁替りは紙面の終りに当る箇所に「」を附して示し、新紙面に当る部面の行頭にその丁附および表裏を(1オ)・(2ウ)のごとく示した。記事が紙面の終りで段落して次の紙面に跨っていない時は」をその行底に附した。

(原寸縦二三・九糎、横一六・六糎)

鹿児島県漁業規程襍纂　参

(1オ)

(異筆)　農第七十八号　共三

鹿児島県庁所蔵之印

鹿児島県漁業規程襍纂　参　」

(1ウ)

(空白)　」

鹿児島県勧業課編纂

(2オ)

漁業規程集覧巻三

第三人民約束

第一明治九年丙子四月民約

大瀬今瀬広曽根漁業為取替書

証書

右弐ケ所ノ儀、往古鰹船造立ニ付、当浦へ被下来候瀬方ニテ、毎年税納等モ申上来候、今般更ニ拝借仕候様被仰渡、従前ノ通永々御拝借奉願候処、」願通御免被仰付候、就テハ各御案内之通不同ノ猟漁ニテ、当浦ノ儀ハ鰹船一篇ノ職業ヲ以テ浦並ノ御奉公等モ仕候事御座候間、其浦中張(懸カ)鮪釣等ノ儀ハ鰹船漁業ニハ不差障候様、可成遠慮可成給候、此段後年遺(違)乱為無之、左ノケ条書ヲ以テ規則相定置候間、互ニ可相守候、

(2ウ)

夜焚ノ事

但瀬ノ根四方共互百四拾尋内ヲ」禁ス、

釣網共先ニ相設居候近辺ヘ、跡ヨリ相掛ケ差障目当有之節ハ、先番船ヨリ可致遠慮旨、一往申聞、不相迦節ハ罰金ノ事、

灘売買互ニ不致候事、

(3オ)

右三ケ条相肖者ハ取得ノ魚類都テ取掲(ママ)ノ上、罰金拾円可差出事、

右ハ此節熟議ノ上、堅ク定約相成候ニ付、爾後互ニ先ヲ譲リ致出精、規則」ヲ犯ス者無之ニ付テハ、共ニ励立倍漁業可相勤候、仍テ後年争論為無之、互ニ証書如斯御坐候也、

明治九年丙子四月

(3ウ)

小湊浦鰹船
本占
山口　覚右エ門　印
鮫島　新左エ門　印
阿久根金左エ門　印
阿久根良右エ門　印」
川畑　清兵衛　印
阿久根吉左エ門　印
阿久根　新助　印
問屋
阿久根定右エ門　印
浦乙名
阿久根覚右エ門　印
阿久根勇左エ門　印
鮫島　嘉右エ門　印
川畑　清兵衛　印」
鮫島　庄左エ門　印
弁指
阿久根　長太郎　印

(4オ)

(4ウ)

右証書取遣(遣)事ニテ、例之通証書御役座へ壱通、大崎浦・小松原浦へ壱通宛相認、差遣(遣)有之候間、右両浦之儀モ此方へ壱通宛慥ニ相受取居申候、為後年相印置候、仍テ如件、

明治九年丙子四月

(5オ)

第二明治九年十二月南方区副戸長添書」

鹿籠諸浦人ヨリ口ノ島・臥蛇島へ係ル件　参照官令補

今般御達承知仕候、当郷鹿籠並坊泊浦ノ者共、従来口ノ島前ノ瀬並臥蛇島ノ内小臥蛇ニ於テ漁猟致来候処、右個(箇)所ノ儀、此節該島ノ者共ヨリ拝借願出候ニ付、御許可相成、左候テ区界等判然相分リ候様目標致可置旨御達相成、以来御許可ノ場所へ乗入リ漁猟致候テハ苦情差見へ候ニ付、」予テ当両浦漁方ノ者共へ

(5ウ)

(6オ)

私共ヨリ右ノ次第懇々相達可置旨、御指令ニ基キ反復懇達仕候
ヘ共、別紙歎願之通不得止情実ニ付、強テ圧制難仕候ニ付、両
浦堅魚猟方惣代人共ヨリノ歎願書相添差上申候間、可然御詮議
被下度奉願候也、

副戸長　鮫島宗春
戸長　今給黎久清

」

(6ウ)

右同　森要助
右同　伊瀬知六朗
右同　今給黎正左エ門
副区長　西郷幸兵衛
右同　高城七之亟

区長　餅原正之進

鹿児島県令代理
参事　田畑常秋殿

第三明治九年十二月

南方諸浦人鹿籠諸浦ヨリ口ノ島・臥蛇島ヘ係ル歎願書　参照官令補

(7オ)

今般当郷正副戸長ヘ相達相成候鹿籠並坊泊浦ノ者共従来口ノ島
前ノ瀬並臥蛇島ノ内小臥蛇ニ於テ漁猟」致シ来候処、右個(箇)処ノ
儀、此節該島ノ者共ヨリ拝借願出候ニ付、御許可相成、左候テ
区界等判然相分リ候様目標致シ可置旨御達ニ及ヒ、就テハ右両
島ノ儀、南海大洋中ノ孤島ニテ米穀等不生育、専ラ漁猟ヲ業ト
シ平常困苦スルノ事情ニ依リ、去ル癸酉年実際ノ景況大蔵省ヘ
御具申ニ及ヒ候処、向拾ケ年御免租ノ御指令相成、然ル処這般
口ノ島並臥蛇島ヨリ右」場所拝借願出候ニ付テハ、夫々収税相
当候得共、前顕特(ママ)令ノ訳ヲ以テ税納ニ不及候旨、御指令ニ及候
付、以来允許ノ場所ヘ他ヨリ乗入漁猟致シ候テハ苦情相見ヘ候
ニ付、予テ当両浦漁方ノ者共ヘ右ノ次第懇々御達ノ趣詳細正副

(7ウ)

戸方ヨリ承知仕候ニ付、直ニ両浦共一統漁業ノ者共御指令ノ趣遵奉可仕儀ニ御座候ヘ共、浦方人民中不得止事憤(情カ)有之、左ノ通」歎願仕候、就テハ御多端ノ御時節恐怛ノ至奉存候ヘ共、両浦中ノ人民生活ノ成ルト成ラサルトニ関係致候儀ニ御座候ヘハ、真事(誠)ニ不得止歎訴仕候場合ニ立至リ申候間、宜シク御海容被下度奉願候、然ルニ当郷内鹿籠浦、坊泊浦両所ノ儀ハ、祖先代々ヨリ漁猟ノミヲ目途トシ耕作等ニ志ナキヲ以テ、所有ノ地ナキ者十分ノ八ニモ至リ可申、其上当郷ノ儀、地所」ニ相応セザル人員多数ノ場所ニテ、地方村里ニ於テハ仮令窮(窮)困ノ者ト雖トモ、瑣少ノ田畑山林ヲ所有シ、是ヲ以テ活計ノ道ハ相立可申候得共、浦方ノ者共ニ限リ寸分モ所有ノ地ナキモノ前文ノ通ニ御座候得ハ、何レ生活ノ目途ハ漁猟ノミニ限リ可申候、御趣意ノ通口ノ島辺ヘ掛ケ釣致サス、近海亦ハ他ヘ掛釣致候テモ、近年魚ノ集ルケ所少々当浦ノ営ミニ」可相成程ノ漁猟ニ無之、口ノ島並臥蛇島ノ近海ハ漁猟莫大ノ要所、尤(最)要用ノ生産ヲ其儘打捨置ク事、実ニ遺憾ノ至ニ御座候、若シ島人ノミヲ以テ大猟致シ莫大ノ生産ニモ相成候ヘハ亦タ無余議次第ニ御座候得共、島人捕魚ノ高甚タ僅(僅)少ニシテ、該島人戸ニ相応シタル丈ケノ事ニテ、

（9オ）　（8ウ）　（8オ）

其余ハ生産ノ眼前ニ在ルヲ徒ラニ捨置ク場合ニ御坐候ヘハ、何レ当両浦」ヨリモ掛ケ釣致シ、共ニ大猟シ浦方人民ノ生計ヲ得申度奉存候、堅魚猟ノ義ハ水手モ多人数ニシテ遠海ヘ相掛ケ候ヘハ其費用モ不尠、何レ大猟ヲ得費用ヲ補ヒ、其余分ヲ以テ活路ヲ開ク事ニ御座候ヘハ、瑣少ノ釣高ニテハ漁業ヲ廃スルノ外無御座、若シ是ヲ廃シ方向ヲ転シ農ニ志スモ寸地ノ所有無之テハ如奈共スル様無御座、亦タ他ノ地所ヲ請求スル」トモ資本ノ有ル所ナク、商業ニ志スモ是亦其術無之、数千ノ人民幼年ノ時ヨリ水泳或ハ乗船ノミ習(習)熟シ海中ノ産ヲ目途ニシ、外ニ活路ノアル所無御座候、若シ要所ヲ捨テ近海ニノミ捕魚シ営業相達スル様釣得ルニ於テハ、遠海ヘ掛ケ生命ヲ風天ニ任セ、一世ヲ危難ノ間ニ相渉ル可キ様ノ事ハ不仕義勿論ニ候ヘ共、別ニ生路ノ無之ヲ以テ遠洋ニ風波ヲ厭」ハス、千辛万若(苦)シテ今日親族老少ヲ介抱仕ル事ニテ、他ノ利益ヲ徒ニ掠奪致ス様ノ義ハ素ヨリ仕間敷候、当郷内鹿籠浦ノ戸数千二百軒余、人員五千三百人余、坊泊浦ノ戸数三百七拾軒余、人員千八百人余、其内漁業ヲ営ム者十分ノ八ニモ至リ、其余ハ農商ニ候ヘ共、是亦漁業ニ依リ商法致シ、農事ト雖モ地所ノ悪クシテ僅々ナルモノハ魚骨等ヲ以

（10ウ）　（10オ）　（9ウ）

(11オ)
テ土ヲ肥シ」耕作ノ利益ヲ得ル事、其他船工諸具ノ工人ニ至ル
マテ、多分漁猟ニ附テノ営業ニ御座候、如此次第ニ附キ(付)猟ノ興
廃ハ当浦中一般ノ盛衰ニモ相係シ(ママ)、終ニ不可救ノ一大難事ニ立
至リ可申義ト奉存候、鰹猟ニ限ラス別ニ瑣少ノ漁業ハ有之候
共、冬分ノミ僅カノ間ニテ、何レ地所ニ不応人戸ニ御座候得
ハ、当浦ニ於テハ鰹猟ヲ以テ至大至重ノ生産ニ御座候、前」文
ノ通戸数人員ノ過多ナルモノ困苦スルハ、島人ノ願意ト比較ス
レハ却テ当所ノ苦情可多カト奉存、島方ニ於テモ人戸ニ応シ瑣
々タル所有ノ地ハ可有之カモ奉存候、右鹿籠・坊泊浦ノ人戸ニ
随テ鰹魚船ノ数鹿籠浦ノ分大小七拾六艘、坊泊浦ノ分大小八拾
七艘ノ多数ニシテ、夫レヲ廃スルニ至ラハ実ニ慨嘆ノ極ニ御座
候、仮令他ヘ掛ケ釣ニ赴キ候テモ、彼」島辺通行ノ際風波ノ為
メ拝借区海ニ乗入リ、島人是ヲ咎メ大事ノ時機ニ及フ事モ難計
奉存候、然ル所、従前モ右両島ヘ汐掛リ致シ候節ハ島人ノ望ニ
依リ収魚致来申候、多少ノ処ハ其時宜ニ任セ来候処、此節両島
苦情有之候借海御許可相成候上ハ、歎訴(訴)ヲ可申上義反復恐縮ノ
至リ奉存候得共、当両浦ニ於テモ右旁々ノ苦情有之候ニ付、更
ニ両島拝借海ヘ掛」釣御許可被仰付候得ハ、区内区外ノ別ナ

(11ウ)
ク、以来ハ彼ノ島々汐掛リ致候都度々鰹釣得高百本ニ付拾本宛
ノ収魚ヲ相定、其上鰹船持中ヨリ年々三盃入五拾俵宛ヲ合力米
トシテ相与ヘ中(申)度、外諸島ノ儀ハ汐掛リノ節鰹船一艘ニ付二本
位宛ノ仕来ニ御座候得共、両島ノ儀ハ別段ノ訳ニ付、右ノ通リ
収魚ハ勿論合力米ヲ相増シ、無異違収物仕度、左候得ハ年分
両」浦ヨリ掛釣致候数モ莫大ニシテ、夫レ丈ケハ収魚ノ数モ相
場(揚)リ、島人ニ於テモ別段苦情有之間敷奉存候、仮令区外ニテ釣
得タルモ何レ風ニ随ヒ島地ヘ相掛リ不申候テハ大洋中ノ事ユヘ
船ヲ保ツ(ママ)帰帆スヘキ手段無御座、区内ニテ釣得タルモ亦風ニ依
リ其儘帰帆致スヘキ都合ニテ、収魚ノ為強テ島地ヘ乗リ寄セン
トセハ不量ノ破船ニ相及フ事案中ニ御」座候得ハ、右ノ如ク内
外共汐掛リノ節ニ限リ収魚相定メ拝借海ヘ掛釣御免被仰付度、
汐掛ノ節ニ限リ候事ニ御座候得ハ、自然都合ニ依リ物議相生ス
ルモ難計候ニ付、右ノ通収魚ノ外ニ年分合力米相渡候様仕候得
ハ、互ニ物議無之シテ共ニ生活ヲ営ミ申度奉存候、鹿籠浦・坊
泊浦業ニ関スル私共物(初)メ一統ノ者共昼夜トナク俯仰嘆息ノ外
無御座、実ニ暗夜」ニ燈火ヲ失ヒ候如ク、別ニ生路ノ方向(モカ)ヒ無
御座処ヨリ、上意ノアル所モ不奉伺候得共、数千人民一同ノ歎

訴(ママ)訴前顕ノ事情ニ御座候間、何卒寛大ノ御詮議ヲ以テ願通御許可被仰付候様俯テ奉懇願候、左候得ハ尚精々勉励相応ノ職業相営ミ、御高恩蒼海ノ一滴ニ報シ奉リ度、一回(同カ)ノ冀望ニ御座候間、真事(ママ)御洞察被下度、此段謹テ奉歎願候也、」

但合力米渡方ニ付テハ、本県該島問屋ニ於テ相渡申度、就テハ島人出県ノ節、当浦へ報知次第直ニ出県引結仕度奉存候、

第拾九大区小三区鹿籠浦七百五拾五番地平民

鰹猟方惣代

明治九年丙子十二月　家重　才左ェ門

仝大区仝浦廿四番戸平民仝　木田　喜三次」

仝大区仝浦七百三拾七番戸平民仝　中村　良八

仝大区仝浦五番戸平民仝　西　市兵衛

仝大区仝浦三番戸平民仝　丸谷　彦左ェ門

仝大区五小区坊泊浦四百五拾五番戸平民同」

近世日本雇用史資料

(14ウ)　(15オ)

仝大区仝浦五百七拾九番戸平民仝　森　吉兵衛

仝大区仝浦三百八拾一番戸仝　森　吉左ェ門

日高　喜兵衛」

(15ウ)

第四明治十一年十二月

秋目浦鰹漁業船主釣子約束

鰹漁方ニ付願

当南方郷秋目浦ノ儀ハ先年来鰹漁ヲ以テ営業罷在、殊ニ当所第一ノ産物ニテ将来兼々盛大ニ成立候様トノ一般ノ企望ニ御座候処、右者第一船主釣子親睦ヲ主トシ難キ外ニ(ママ)付、此度船主釣子前途ノ所熟議ヲ遂ケ、更ニ改正シ、公平ヲ旨トシ、且船主釣子互ニ専断不正無キヲ要トシ、共和一致尚一層盛業ニ(赴カ)越キ度、別紙ノ通互ニ異存無之処ヲ以テ約定取結申」候間、一般安堵ノタメ御聞届置被下候様奉願上候也、

(16オ)　(16ウ)

南方郷秋目浦百四拾八番戸平民船主

明治十一年十二月七日　山元　彦兵衛

右仝百四拾四番戸平民

釣子惣代

山下伝四郎　印

外拾七名　印

第五

明治十一年十二月

秋目浦鰹漁方ニ付船主釣子定約書

(17オ)

船主・釣子親睦ヲ旨トシ共ニ互ニ相助相憐漁業盛大ニ行レ申スベキ事、釣子毎ニ他船ノ壮健ナル同子ヲ我船へ勝手ニ誘引スルトキハ、残ル所ノ老躰及ヒ弱躰ノ者而已ニテ、充分ノ働モ不相成、自然計ヲ失フ儀ニ付、右様ノ所業無之タメ常ニ毎船人名ヲ定置候事、

釣子ノ家屋ハ船主ヨリ造作スル事、

(17ウ)

但常例ノ営繕及ヒ臨時火風ノ難ニ罹リ候トキモ船主ヨリ致シ、二三男別居等致候トキモ船主ヨリ造作致、時宜ニ依テハ自身家作スル者モ有之候事、

孤児等ヲ六七歳ヨリ二合前宛相与ヘ、追々成長致シ拾四五歳ヨリ壱人前宛相与ヘ、成長ノ上家屋・産ヲ与ヘ釣子ト成来候例モ不少候ニ付、右ノ如キ依頼ヲ失フ者ハ同業中相談之」上同様ノ振合ニ致候テ可然事、

(18オ)

釣子難病スルトキハ即チ金米船主ヨリ相当手当致来候事、

但軽病等ハ自身ヨリ致来候事、

越年ニ付テ船主ヨリ釣子へ米穀貸付候事、

但鰹漁方配当見当ヲ以テ貸付万一不漁ノトキハ其儘貸付来候、

(18ウ)

釣子ノ家内死亡ノ節、葬式料船(主カ)手ヨリ公平ニ手当致来ル事」

先年来浦方人民水手銀トシテ支出致来候処、釣子ヨリ可差出ハ一切船主ヨリ相補、且年々釣子屋敷税及ヒ人別税従前仕来候処、右水手銀並ニ人別税ノ儀ハ近来廃(セ脱カ)ラレ候ニ付、方今不漁ノ節ハ屋敷税迄船主ヨリ貸付来候事、

(19オ)

凶年ノトキハ船主ヨリ釣子之家内へ米金等貸付候事、

釣子ノ家内寡婦トナリ候テ、屋敷地」税並家屋ノ営繕、死亡ノ節葬式等ハ漁ノ有無ニ拘ハラス船主ヨリ手当致候事、

毎年初冬比ヨリ翌中春過キ迄ハ鰹漁止タル時分ハ四艘張リト申唱ヘ、鰹漁方相働キ割合等ノ儀船主方へ四歩、水手共へ六分宛割取、無親跡配当仕来候事、

(19ウ)

鰹代金船中へ分与、十ケ年平均ニシテ壱ケ年分左ノ計算ノ通ニ付、将来」ノ処モ釣子熟談算(ママ)計可致事、

明治二年ヨリ仝十一年迄、十ケ年平均一ケ年壱艘分釣子へ分与

スル所ノ算計(ママ)左之通、

鰹五千尾

内

弐百尾釣子ノ内、壮建ノ者共へ相与へ

但、外ニ二百尾別段ニ壮年ノ者共へ惣代ヨリ与へ、尤百尾ニ付」四尾宛ノ積ヲ以テ右ノ通与来候、

二行之代金五拾円、壮年ノ者共十二人へ分与、壱人ニ付金四円三拾三銭三厘三毛宛、

本行ノ内一行差引、

残リ四千八百尾　水揚ケト唱へ此代金六百弐拾円、

内金弐百円喰過飯疋(引)代金ニ焼酎・味噌・薪・塩・茶代迄」

差引金四百弐拾円

此処ニ釣子廿五人ト船主方家得鰹船幷餌取船迄弐艘・餌網壱艘共拾五人、又四人釣子ノ内老躰へ与へ人数拾三人、又壱人惣代へ別段与へ、

合四拾五人　配当

但壱人ニ付、金九円四拾弐銭弐厘弐毛宛

外金三円七拾六銭八厘八毛」

（20ウ）

（20オ）

（21オ）

（21ウ）

合金拾三円拾九銭九厘宛、老躰四人分重ゝ割合込、尤壱人前右之通宛、

合金拾三円七拾五銭五厘五毛壮年ノ者一人分宛割合、

金百四拾壱円三拾三銭三厘

但船主方家得拾五人分割合

金弐拾七円腹皮幷中骨千八百代

二行合百六拾八円三拾三銭三厘船主方」

鰹大中小五千尾　鰛ニ〆弐百束

此代金八百円　節拾本ニ付金四拾銭

内金六百五拾円　水揚代

差引金百五拾円船主方利益分

合金三百九円六拾六銭六厘船主利益幷家得割合金高込、

釣子ノ内壮年ノ者望ニ依テハ諸入費船主引受ニテ一日ニ付六銭四厘位ノ賃銭払ニテ雇入候儀有之、右等」ノ者へハ越年ニ金拾円又拾五円前貸仕来候事、

腹皮幷中骨四千八百枚、四拾人割、壱人ニ付百廿枚、尤配当ノ上銘々近在へ勝手ニ売捌又ハ米穀交易ト致候儀モ有之候事、

鰹漁方ニ付テ勿論船具製作等漁業ニ用ユル所ノ入費ハ都テ船主

ノ引受ニ候事、

（22ウ）

釣子ヨリ船主ニ対シ業附シメシ所」ノ義務ヲ有スルハ勿論ニ付、必ス不正所業致間敷、又船主ヨリ釣子ニ向テ保護ヲ失セサル様厚ク相心得可申事、

釣子共ト船主共ト示談シ定船ノ手ヲ離レ他ノ産業ニ転スル者、或ハ旧業ニ立戻リ何等ノ営業ヲナストモ、和熟ノ上其目的アル者ハ船主ニ於テモ聊(ママ)束縛其釣子ノ自由タル可キ事、

（23オ）

釣子聊ノ事故ヲ口実トシ故障ヲ申」立、其船主・釣子中ノ意ニ悖リ出精セス、再三説諭シ聞入レサルトキハ是迄ノ貸金ヲ合計シテ相受ケ、貸付ノ家屋敷ヲ収メ、同釣ノ船ハ共々漁猟スルヲ許サズ、乍併事実詳明シテ止ヲ得サルニ出ル者ハ衆議之上之レカ方向ヲ誤ラサル様前途ノ着目ヲ定シム可キ事、

（23ウ）

右ハ当浦鰹漁方ニ付、船主・釣子親睦ヲ主トシ尚一層漁業盛大ニ相行レ」度事ニ付、従来方法ヲ取捨シテ今般互ニ熟議ヲ遂ケ候処、一同異存無之、更ニ前書ケ条之通定約取結候儀如件、

南方郷秋目浦百四拾八番戸居住平民船主

明治十一年午十二月七日　　山　元　彦兵衛　印

右仝百四拾四番戸居住平民釣子惣代　　山　下　伝四郎　印」

外拾七名

（24オ）

第六

明治十二年十一月

小湊浦船主漁人条約

鰹漁業ノ儀ニ付願

加世田郷小湊村九百八番地平民船主

鮫　島　新兵衛

外六人

仝九百三拾八番地平民釣子惣代

出口次郎右エ門」

外十三人

（24ウ）

抑小湊村ノ儀地勢半面西北ハ砂漁(浜カ)ニ連リ、海ニ瀕シ、海底最モ浅シ、魚遊モ又随テ些少ニシテ大小ノ漁猟不便ノ海面ニシテ漁夫等ノ困難不尠、依テ私共祖先代鰹漁猟ヲ設ケ船主・釣子ト結約シテ漁業ノ方法ヲ定メ、鰹漁業仕来候処、年々ノ得漁異同ニシテ、遂ニ船主共損亡シ近年ハ頗ル」廃業ノ形勢ニ立至リ、同盟中辛苦スト雖トモ、全体漁夫ノ素生ニシテ外ニ稼業ノ方向モ無之、増々困窮スルニ付、客年ノ春一同協議シ旧慣ノ漁事部分金

（25オ）

等ノ方法規則ヲ取捨シテ更ニ漁事ヲ結約シ、永世互ニ異見無カラシメン為メ別紙契約書取立、尚一層漁業勉励仕度素志ニ付、忽(恐)多キ儀ニ御座候ヘ共、右等漁業設立ノ儀御承認被下度此段奉願候也、」

明治十二年一月　右一同連名

区長

上　原　前兵衛　殿

鰹漁業設立契約書

鰹漁業ノ儀多年開業ニ及候ヘ共、年々得漁異同ニ有之、全ク我輩ノ微力怠惰ニ出ル欤、現今ニ至リ船主及釣子共大ニ困窮ス、就中船主ニ於テモ莫太(大)ノ損失ヲ受ケ、釣子共ニ於テモ活計難渋ス、今形(ママ)ニテハ日ニ月ニ迫」ル、依テ旧習ヲ一洗シ一層憤発シテ漁業ヲ隆盛ニスルヨリ他ニ趣法モ無之ニ付、此際旧慣ノ漁業出費部分金法方規則ヲ取捨シテ更ニ規則ヲ定メ、厚ク契約シテ永世互ニ異論ヲ起サヽル様協議決定スル条件左ノ如シ、

鰹船　但船道具共

餌網　但諸道具共

焚釜　但釜屋及焚諸道具共」

右之三行船主ノ自費タル事

取得ノ鰹節ハ惣テ其当時ノ相場ヲ以テ売却スル事、

節代配当左ノ通、

節代頭金ヲ漁猟ノ日用薪飯料其他雑費引去リ、残金高一割五歩ヲ船主方ヘ配当ス、

船　主　拾四人前配当ス
右内壱人前ハ村校ヘ寄附(寄附)スル事

船　頭　壱人七合前

陸船頭　壱人半前

村吟味　壱人半前

梶　取　壱人半前

餌戸投　壱人三合前

差ダビ網取締壱人三合前

手　船（餌取船ナリ）三人前

手船々頭　壱人半前

汐換給金トシテ節代頭高金ノ内雑費金引去リ、残リ高ニ応シ三拾分ノ一ヲ船主ヨリ釣子中ニ給与スル事、」

非役ノ釣子ヘ各壱人前ヲ配当ス、漁立日用入費ノ儀ハ船主・

釣子相中費用ノ事、

鰹頭立及骨腹皮等ハ船主・釣子共平等ニ配分スル事

漁事ニ仕用スル物品ハ船主ヨリ世話イタシ置、時々ノ金配当ノ度毎ニ決算スヘキ事、

釣子共非常ノ災難ニ罹リ家屋破毀スル与、或ハ死亡等ノ不幸ニ臨」ミ船主方ヨリ米金ヲ借用セント欲スル者ハ船主方ヨリ利子付ニテ貸渡事、

船主方ヨリ釣子共備入物品返済ノ儀ハ借主ノ都合ヲ以テ返弁不苦候事、

釣子共他ノ組ニ加入セント欲スル者ハ稀年不漁ノ損失銀人員ニ割合、又ハ船主方へ借入ノ金穀・物品悉皆利子付ニテ返済決算セサ」レバ随意ニ他ノ組ニ加入イタシ間敷事、

右ノ通契約相違無之候也、

人名前同断

書面申立ノ趣承認候也、

加世田

明治十一年二月十三日　区務所印

第七明治十二年四月

鹿籠浦船主漁人条約

(28オ)　(28ウ)　(29オ)　(29ウ)　(30オ)

鰹漁方ニ付願」

当川辺郡鹿籠浦ノ義、先年来鰹漁ヲ以テ営業罷在、殊ニ当所第一ノ産物ニシテ将来益盛大ニ成立候様ト一浦中人民一般ノ企望ニ御座候処、右ハ第一般(船)主釣子親睦ヲ主トシ、公平ノ方法相立不申テハ永続隆盛ニ行レ難キ義ニ付、今度更ニ船主・釣子前途ノ所熟議ヲ遂ケ候処、従来ノ仕来ニテハ船々ノ中大同小異モ有之候ニ付、此節浦中人般(船カ)同一ノ法ニ改正」シ、公平ヲ旨トシ、且ツ船主釣子互ニ専断不正無キヲ要トシ、共和一致尚一層盛業ニ赴キ度、別紙ノ通互ニ異存無キノ所ヲ以テ約定取結申候間、一同安堵ノタメ御聞届置被下候様此段奉願候也、

川辺郡鹿籠浦船主惣代

明治十二年四月廿八日　丸谷良吉印　外三十六人

右同釣子惣代　楊村勘次郎印　外三十六人」

前書ノ趣事実相違無之ニ付奥印仕候也、

川辺郡鹿籠浦

副戸長　鮫島宗春　印
戸長　長野精一　印
外三名　印」

（30ウ）

鹿児島県令　岩村通俊殿

鰹漁方ニ付船主釣子定約昼（書）

鮎（船）主・釣子親睦ヲ旨トシ、共ニ互ニ相助相憐漁業盛大ニ行レ可申事、

釣子毎ニ他船ノ壮健ナル同子ヲ我船ヘ勝手ニ誘引スルトキハ、残ル所ノ老躰及ヒ弱躰ノ者而己ニテハ充分ノ働モ不相成、自然活計ヲ失フ義ニ付、右様ノ所業無之タメ常ニ毎船人名ヲ定メ置キ候事、」

（31オ）

釣子ノ家屋ハ船主ヨリ造作スル事、

但定例ノ営繕及ヒ臨時大風ノ難ニ罹候時モ船主ヨリ致シ、二三男別居等モ致候時モ船主ヨリ造作スル事、

孤児等ヲ船主ニ於テ養育シ、成長ノ上家屋財産ヲ与ヘ釣子トナシ来候例モ不少候ニ付、以降モ右ノ如キ者有之節ハ例ノ通養育セシ者ノヽ釣子ヘ組入候様可致候事、」

（31ウ）

釣子難病スルトキハ薬料ノ内相当（ママ）船主ヨリ相当手当可致候事、

但軽キ病気等ハ自身ヨリ仕払可申事、

釣子ノ家内死去ノ節葬式料船主ヨリ公平ニ手当可致候事、

越年ニテ船手（主カ）ヨリ釣子ヘ米穀公平ニ分与ス可キ事、

（32オ）

先年来浦方人民ヨリ水手銀トシテ支出致シ来候処、釣子ヨリ差出ス可」キ分ハ一切其船主ヨリ相浦（補カ）来、且ツ年々釣子ノ屋敷税及ヒ人別税従前仕来候右水手銀並人別税ノ義、近年迄被廃置候ニ付、屋敷税ノミ船主ヨリ出シ来候処、今般ヨリ民費賦課御施行ニ付テハ更ニ釣子中ノ課出分ハ一切其船主ヨリ相補ヒ可申事、

凶年ノ時ハ船主ヨリ釣子ノ家内ヘ相当ノ合力分与致シ可申事、

但釣子ノ内貧富ニ因リ分与ノ多」少ハ可有之事、

（32ウ）

釣子ノ家内寡婦トナリ候テモ、屋敷地税並家屋ノ営繕、死去ノ節葬式料等ハ漁ノ有無ニ拘ラス船主ヨリ手当致シ可申候事、

男子生レシ時、船主ヨリ相当ノ合力公平ニ致シ可申候事、

釣子ニ於テ初冬比ヨリ翌中春過キ迄鰹漁止ミタル時分ハ何レノ船ヨリ外漁猟ニ赴クトモ、何方ヘ他行候モ、」各自ノ自由タル

（33オ）

ヘキ事、

鰹代金船中へ分与、十ケ年平均ニシテ一ケ年左ノ計算ノ通ニ付、将来ノ処モ同様ノ振合ヲ以テ計算可致候事、

但、多漁ノトキハ別段分与ノ数ヲ増加スル事可有之、右等ハ一般熟議ノ上公平ニ取計可申事、

明治九年(元カ)ヨリ同十年迄、十ケ年平均、一ケ年壱艘分釣子へ分与スル所ノ」計算左ノ通、

但、毎年中春過ヨリ初冬迄ヲ一年トス

鰹五千六百拾九献八合

内二百五拾献

但五十献以上釣来候トキ、釣子壱人ニ付節一本宛配当

此代金四拾弐円拾銭

五百三拾六(六拾一)献九合八勺

但十分一ト唱、船中へ分与」

此代金六十七円八十三銭

本行ノ内ニ行差引

四千八百三十二献八合二勺

水揚ト唱、

(33ウ)

代金弐百〇三円四拾八銭五厘

内金四十円六十九銭七厘

喰過飯米代

三十円

焼酎代

差引」

金百三拾弐円七拾八銭八厘

但水揚代船中取リ分

(34オ)

壱掛（一度往復ヲ一掛ト唱来候）、節壱本宛ノ代金及ヒ十分一水揚ケ

三行合

二百四十弐円七拾一銭八厘

但入費無構釣子取前

此所ニ釣子廿四人、平均壱人前ニ付拾円拾壱銭三厘二毛五糸宛」

外ニ

腹皮二千八百十枚　一枚ニ付二銭宛

代金五十六円二十銭右同

(34ウ)

(35オ)

二行合百二十二円四十銭

右二行ハ釣高ノ内半方釣子へ分配

此所ニ釣子廿四人、壱人前ニ付四円六拾八銭三厘二毛

鰹代金腹皮一人前合十四円七十九銭六厘五毛一糸
中代骨

明治三年ヨリ同十年迄十ケ年分平均ヲ以テ一ケ年一」艘分船主へ得ル所ノ鰹代金

引左ノ通

（35ウ）

鰹五千六百十九献八合

代金八百五十円二十六銭四厘

内金二百四十二円七十一銭

但船中配当金高

同四百六十七円六十一銭

但諸入費一切ノ金高船主仕払、吉凶・患者施薬・家屋造作・営繕等ノ如キハ十ケ年平均一ケ年分」ヲ見込本文四百六十七円余ノ内へ算入イタシ置申候、

差引百三拾九円九十三銭六厘

但船主利益分

（36オ）

外ニ

金百十二円四十銭

但腹皮並中骨前記ノ通半方船主取分

合利益金二百五十二円三十三銭六厘」

但火風等非常ノ災難ニ罹リ候トキノ救助料及ヒ釣子民費支出等ノ如キハ本文利益金ノ内ヨリ仕払可申見込ニ御座候、（ママ）

鰹漁方ニ付テ船ハ勿論船具製作等漁業ニ用ル所ノ入費ハ却（都カ）テ船主ノ引受ニ候事、

（36ウ）

釣子ヨリ船主へ対シ業ニ附シメシ所ノ義務ヲ有スルハ勿論ニ付、必ス不正ノ所業致間敷、又船主ヨリ釣子」ニ向テ保護ヲ失セサル様彼是厚ク相心得可申事、

釣子ト船主ト示談シ定船ノ手ヲ離レ他ノ産業ニ転スルモノ、或ハ旧業ニ立戻リ何等ノ営業ヲ成ストモ、和熟ノ上其目的アルモノハ船主ニ於テ聊不束縛、其釣子ノ自由タルヘキ事、

（37オ）

釣子聊ノ事故ヲ口実トシ故障ヲ申立、其船主同釣子中ノ意ニ悖リ出精セス、是迄ノ貸金ヲ合計シテ相受取」リ、貸付ノ家屋敷ヲ収メ、同約ノ船ハ共ニ漁猟スルヲ許サズ、乍併事実詳明ニシテ止ヲ得サルニ出ルモノハ衆議ノ上之レカ方向ヲ誤ラサル様前途ノ着目ヲ定メシム可キ事、

（37ウ）

(38オ)

船主ニ於テ約定ニ違背セシ事無キ釣子ニ於テ、聊カノ事故ヲ口実トシ本船ノ手ヲ離レ他船ヨリ漁業セント欲シ、船主及ヒ釣子共ノ懇々説得スルヲモ敢テ顧ミス、強テ本船ノ」釣子仲間ヲ離レントスルモノアラハ、初テ其船ヘ乗付シ日ヨリ其期ニ至ル迄テ喰込米及ヒ船諸道具等ノ費用金悉皆合計シ船主ヘ受取リ、金額ハ同船ノ釣子共ヘ総テ分配致(ママ)ス候事、

右ハ当浦鰹漁方ニ付船主釣子親睦ヲ主トシ尚一層漁業盛大ニ相行レ度事ニ付、従来ノ方法ヲ取捨シ、今般互ニ熟議ヲ遂ケ候処、一同異存無之、」更ニ前ケ条之通定約取結候義如件、

(38ウ)

川辺郡鹿籠浦二千六百二十八番戸平民船主

明治十二年四月廿八日　　勇　左エ門　印

外三十六人

釣子惣代

松野下　直次郎　印

外三十六人

(39オ)

前書鰹漁方ニ付船主釣子定約ノ趣、尚詳細取調候処、事実相違ノ件無之」ニ付奥印仕候也

川辺郡鹿籠浦

副戸長　鮫島宗春

戸長　長野精一　外三名

鹿児島県令　岩村通俊　殿

外ニ戸長連署添翰アリ略ス、

県庁付紙ハ左之通

」書面之趣ハ不及出願儀ニ付却下候事、

(39ウ)

鹿児島県

勧業課

(40オ)

第八

明治十三年七月十八日

久見崎細津漁場入会約束

漁業場壱ケ所

右漁業場ノ儀従来両村入会ノ場所ニ候処、近来争論ケ間敷事(件)有之、然ル処本年七月十六日鹿児島県七等」属中島珪之助外壱名巡回漁猟取調ノ節、該営業人共ハ勿論役々当泊ヘ立会ノ上堅固ニ漁業可致旨諭達相成、向後隔番ニ漁業可致様各営業人ヘ

申付置候条、(因)因テ為後日約定証書如此御座候也、

高城郡網津村戸長　山嵜良辰　印

明治十三年七月十八日

薩摩郡久見崎村

戸長御中

」

(40ウ)

別紙約定証相認及回送候間御落手可賜候、就テハ其砌ハ旁々御面相成候得共、尚又後日ヲ以テ私共御相談ニ罷越度候間、各位程能御相談被下候様御依頼申上置候、此段及御回(答)益候也、

高城郡網津村戸長　山嵜良辰　印

明治十三年七月十八日

用係　寺田源吾　印」

筆生　福山友二　印

(41オ)

久見嵜村

戸長御中

其外御中

約定証書写

近世日本雇用史資料

漁業場壱ヶ所

右漁業場ノ儀是迄両村入会ノ場所ニ候処、近頃争論ヶ間敷儀有之、然ル処明治十三年七月十六日雙方会合」致シ、両村隔番ニ漁業致シ度私共熟談ノ上決定候間、依テ約定証如件

(41ウ)

薩摩郡久見崎村漁業営業人惣代

明治十三年七月十六日　米田伝兵衛　印

高城郡網津村漁業営業人惣代

山内和輔　印

右之通相違無之候也

(42オ)

久見崎村戸長

」

明治十三年七月十六日　内田静介　印

網津村戸長

山崎良辰　印

約定書写

漁業場一ヶ所

右漁業場ノ儀従来両村入会ノ場所ニ候処、明治十三年七月十六日鹿児島県七等属中島珪之助殿外一名巡回猟場取調ノ節、雙方該営業人共ハ勿論役々京泊ヘ立会ノ上堅固ニ漁」業可致様諭達

(42ウ)

相成、然ル上ハ向後隔日ニテ曳方可致様各営業共(人脱カ)へ申付置候条、依テ為后日約定証如件、

薩摩郡久見崎村戸長

明治十三年七月十八日　　内田静介印

水引郷網津村

戸長役場

御中

漁業場要書写

漁業場一ケ所

右漁業場ノ儀去ル貞享三年酉年ヨリ京泊・久見崎ト入会ノ場所ニ候処、近頃漁場ニ於テ争論ケ間敷事件有之、然ル処明治十三年七月十六日鹿児島県七等属中島珪之助殿、五等雇竹ノ下長善殿巡回猟場取調ノ節、双方営業人共ハ勿論役々京泊へ立会ノ上、後向(ママ)隔番ニテ堅固ニ猟方可致様諭達相成、双方公然承知ノ上其当日両村役々該営業人連名ヲ以テ約一定証書相認メ県庁へ差出置、加之ミナラス双方役場ヨリモ確乎タル証書取替シ置候ニ付、示来季節ニ差臨ミ其節ハ隔番之日割ト差出確守猟方可致、此旨書記シ置也

(43ウ)　(43オ)

但本文猟場ノ儀ハ当村ト西方浦トノ猟場ニテ往古ヨリ云々ノ漁業人ノ者共能ク存シ次第有之場所ニ付、綴令本村へ敷網相□(皆)へ候者有之候トモ、倭(倭)ニ猟方不相成、依テ其節ハ必」ス当役場へ申出指揮ヲ可受事、

戸長

明治十三年七月十八日　　内田静介印

用係

山崎弥輔印

筆生

中村与四郎印

(44オ)　(44ウ)

(空白)

」

文政十三年酉年ヨリ鰹船仕向替ニ付、役人中・本古・所一統会議之上左之通相究候、

一日々釣揚鰹三ツ割

右之内

(45オ)

(45ウ)

一二ツ内分
但船納其外株並一切諸雑用本占方ヨリ仕出切、

一壱ツ分　」
但乗子中へ配分、

一万八魚並九万引抔割合同断、

一鰹百献以上ヨリ釣得来候節ハ壱献引分ケ税料トシテ船中へ相渡事、

一初鰹両度税トシテ焼酎・肴類本占方ヨリ船子中へ呉レ切リ、

一鰹船乗子中頭取其他場所ワリノ議ハ正月二日船税之節惣乗子中協議之上相究申候事、

(46オ)

一御用船水手トシテ乗子之内ヨリ立」前ニ付、諸所並上甑行キ飯米其外本占ヨリ仕出切、尤其身留主之内鰹得来候節ハ、外乗子同様ニ配付仕申候事、

一方限世話人給料、出魚並其外御用向之節者従前之通釣揚之内ヨリ差出事、

一蛭子御祭之儀者四月ヨリ九月迄之諸入費乗子無構本占方ヨリ仕出切、

(46ウ)

一釣揚鰹之内壱献ニテモ惣乗組之目」ヲカスメ候節ハ、鰹大小ニ不依壱献ニ付料(科カ)分トシテ銭五百文ツヽ、左買(右)人・売人・預リ煮人共ニ料(科カ)分同断、左候テ其当日見分ニ罷出候、右改方不行届見落シ有之節者、前件之通銭五百文ツヽ、併船外へモレ魚有、無間合弥(ママ)船外ニテ相カスメ候ハヽ見分・本占科分ニ不及候、

一科分トシテ差出候方(ママ)限ノ中間へ差出、召仕之儀者其節協議次第」

(47オ)

一釣揚鰹之内カスメ取候ハ乗子取前之三部丈取揚候事、左(右)乗子不行届不埒之故科分之事、

一鰹百献以上ヨリ若キ者共へ三献ツヽ、五百献以上ハ六献ツヽ、苦(苦カ)労トシテ配分、外ニ壱献ツヽハ蛭子社人へ志トシテ差出事、

一沖立之節ハ日々乗組之内へモレ候人者一両日丈ハ配分ニ不及候得共、尤長病之人ニ者其身当リ丈之内半」分丈ハ日々乗組へ相加へ配分致ス事、

(47ウ)

一鰹船並手船・網其外諸道具初、都テ本占並頭取迄ニテ取シマツ等イタシ居候処、段々損物等不少、年中賦揚候得ハ過分迷惑ニ相成候訳ヨリ、文政年間以来者本占・頭取ニ不限銘々引請、若又乗子中不埒ニテ相損候ハヽ現物元之通差立筈ニ相究候、

(48オ)

一　乗組ノ内賃銭等見当多少ニ不限、本」占方へ備用下リ金有之候処ニ、是迄ハ其身病身ニ相成候欤又ハ相果候節ハ、右下リ金之儀ハ其身一世限ニ相捨リ、其子共在合候者ハ其本占船へ親恩ニ乗付候様相究リ候、

一　沖立飯米之儀ハ下直之方相見合、可成丈在合候迄ハ唐芋・切芋板持参候様相究候、

(48ウ)

一　引釣鰹四ツニシテ三ツ分ハ乗子惣中間、壱ツ分ツヽ引釣子共へ呉レ切」飯米一日白米弐合六勺ツヽ本占ヨリ仕出切ニ相究リ候、

一　日々沖立飯米タトヘハ乗子弐拾人之乗組ニテ弐拾人分ツヽ本占方ヨリ相仕出来候ニ付、若シ惣人数沖立不致拾弐三人ニテ沖立致候節ハ、現沖立人数之外右残人数之飯米丈ハ持帰リ本占方へ相渡、尤折ニヨリテハ遠方へ相掛候欤、漁方ニ終日相詰申候節者頭取之見合次第取計、残」飯米不持帰リ候テモ不苦筋相究候、

(49オ)

一　鰹船乗子ヲシニ付テハ本占・乗子相談ノ上ヨリ乗ヲシ致筋ニ相究候、

一　鰹船乗付ノ事件ニ付テハ出ノ男子ナラハ本占其身約定相済次第ニハ米銭ハ勿論衣類等一切本占方ヨリ出置候、其身成長迄之間者壮年者同様ニ貸続申候、尤返金之儀ニ付テハ其身成長之上鰹船漁業稼ヲ以無利ニテ返金相成候処、然ニ不相成内病」死致候テモ右之代価多少ニ不限打切リニ相成候事、

(49ウ)

一　鰹船乗組之内病気相煩候節者本占ヨリ医師相頼薬用為致、其上介(抱カ)拘ハ勿論死後ニ至候テモ本占方ヨリ跡式ニテモ相勤事ニ相究候、

(空白)」

〔後　記〕

1　「襍纂」壱の頭初には農第七拾八号を抹消し、永久保存の印が押され、第五七九四号と見える。これを以てみると、本資料ははじめ鹿児島県勧業課で編纂され、農（農林水産関係簿書の意か）第七十八号として鹿児島県庁に所蔵され、或る年数を経て簿書整理の時、永久保存第五七九四号となり、その後鹿児島県立図書館に移管されたものであろう。

2　本資料の借覧・復刻を許された鹿児島県立図書館に心より感謝の意を表する。また昭和廿三年三月南薩地方史料調査の際、本資料を教えて下さった有馬百合氏、種々御教示・御協力下さった長井正維氏・原口虎雄氏・桑波田興氏にあわせて感謝の意を表する。